

WAKWAK 光 with フレッツシリーズ利用規定

株式会社エヌ・ティ・ティ エムイー(以下、当社といいます)は、当社が東日本電信電話株式会社(以下、NTT 東日本といいます)及び西日本電信電話株式会社(以下、NTT 西日本といいます)の提供するフレッツ、フレッツ 光プレミアム、フレッツ 光ネクスト、フレッツ 光ライト(以下、フレッツ光といいます)の利用を条件として提供する「WAKWAK 光 with フレッツ」及び「WAKWAK 光 with フレッツ II」について、当社の提供するインターネット接続サービス「WAKWAK」の契約者(以下、契約者といいます)に対し、以下のように利用規定(以下、本規定といいます)を定めます。

本規定は、WAKWAK 利用条件等について当社が定めた WAKWAK 利用規約(以下、WAKWAK 利用規約といいます)に基づき個別規定に該当し、WAKWAK 利用規約の一部を構成します。WAKWAK 利用規約と本規定が異なる場合には、本規定が優先されます。

フレッツ光については、NTT 東日本または NTT 西日本の定める IP 通信網サービス契約約款が適用されます。契約者は本規定及びNTT 東日本またはNTT 西日本の定める IP 通信網サービス契約約款を、WAKWAK 利用規約とともに遵守していただきます。

第 1 章 「WAKWAK 光 with フレッツ II」に関する規定

※「WAKWAK 光 with フレッツ II」については、第 2 章 「WAKWAK 光 with フレッツ II」に関する規定をご覧ください。

(本規定の範囲等)

第 1 条 本章は、契約者と当社の間における当社の提供するインターネット接続サービス「WAKWAK」における以下のサービスコースのご利用に係る条件について適用します。

WAKWAK 光 with フレッツ II

(以下①ないし⑥のサービスコースの総称を以下、WAKWAK 光 with フレッツ II といいます)

- ① WAKWAK 光 with フレッツ II ファミリー (東日本エリア/西日本エリア)
- ② WAKWAK 光 with フレッツ II マンション (東日本エリア/西日本エリア)
- ③ WAKWAK 光 with フレッツ II ファミリーライト (東日本エリア/西日本エリア)
- ④ WAKWAK 光 with フレッツ II マンションライト (東日本エリア/西日本エリア)
- ⑤ WAKWAK 光 with フレッツ II ギガファミリー (東日本エリア)
- ⑥ WAKWAK 光 with フレッツ II ギガマンション (東日本エリア)

(「WAKWAK 光 with フレッツ II」の提供区間)

第 2 条 「WAKWAK 光 with フレッツ II」は、NTT 東日本または NTT 西日本の提供するフレッツ光と当社の設置する IP 通信網(主としてデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号、音響または映像の伝送交換を行うための電気通信設備をいいます。以下同様とします。)の相互接続点と、当社の設置する IP 通信網と他事業者の提供するインターネット網との相互接続点との間において提供します。

2. 前項に定める相互接続点は、当社の業務遂行上の理由により変更することがあります。

(契約単位)

第 3 条 当社はフレッツ光 1 利用契約に対し、1 の「WAKWAK 光 with フレッツ II」利用契約を締結します。

(「WAKWAK 光 with フレッツ II」の内容)

第 4 条 「WAKWAK 光 with フレッツ II」の接続サービスコース、月額基本料金、対応するフレッツ光のサービスタイプ及び対応オプションサービスの詳細は、WAKWAK 利用規約別紙に定める通りです。

2. 「WAKWAK 光 with フレッツ II」の申し込み時に NTT 東日本または NTT 西日本の事由によりフレッツ光のサービスタイプが変更された場合、当社は申し込みのあった「WAKWAK 光 with フレッツ II」の接続サービスコースから「WAKWAK 光 with フレッツ II」他の接続サービスコースへ変更することがあります。

(契約の申し込み)

第 5 条 「WAKWAK 光 with フレッツ II」の利用を希望する者(以下、申込者といいます)は、あらかじめ WAKWAK 利用規約及び本規定(以下、あわせて本規定等といいます)、及び NTT 東日本または NTT 西日本の IP 通信網サービス契約約款に同意し、かつ、当社が指定する所定の手続きに従って申し込み手続きを行っていただきます。その際、当社は公的機関の発行する身分証明書等の提示を求めることがあります。

2. 本規定等を承諾いただき、オンラインサインアップにより申込み場合は、オンラインサインアップ用の様式に従い必要事項をご記入の上、送信ボタンをクリックしてください。また、書面により申込み場合は、当社所定の様式に必要事項をご記入の上、当社宛にご提出いただけます。

(適用の条件)

第 6 条 「WAKWAK 光 with フレッツ II」は別紙に規定するサービスタイプのフレッツ光の契約が必要で、その契約者の契約しているフレッツ光が別紙に規定のないサービスタイプであるときには、「WAKWAK 光 with フレッツ II」は提供できません。

2. 契約者の契約しているフレッツ光が以下の各号に該当するときには、「WAKWAK 光 with フレッツ II」は提供できません。

- (1) NTT 東日本または NTT 西日本が提供するフレッツ光利用料金等の消費税について免税扱いとなっている大使館および大使等の場合
- (2) NTT 西日本が提供するフレッツ・グループの月額利用料金の請求方法がグループ代表者一

括請求の場合

- (3) NTT 西日本提供の「My ビリング」をご契約の場合
- (4) NTT 西日本が提供するフレッツ光が学校向け特別割引である場合

(申込の承諾)

第 7 条 当社は、WAKWAK 利用規約第 7 条の規定にかかわらず、申込者が以下の各号に該当する場合は、「WAKWAK 光 with フレッツ II」の申し込みを承認しないことがあります。

- (1) 申込者が、別紙に規定するサービスタイプのフレッツ光の契約者でない場合
- (2) その他、業務の遂行上著しい支障があるとき

(申し込み手続の代行)

第 8 条 当社は、申込者が「WAKWAK 光 with フレッツ II」と同時にフレッツ光の利用を開始しようとする場合には、申込 者に代行して NTT 東日本または NTT 西日本に対するフレッツ光の新規申し込みの手続きを行います。

2. 申込者、契約者は、フレッツ光に関する問い合わせは、NTT 東日本または NTT 西日本に対して行います。但し、当社も、回答可能な範囲において誠意をもって回答を行います。
3. 当社は、契約者と NTT 東日本または NTT 西日本との間のフレッツ光の利用契約について、フレッツ光により行う通信の品質をはじめ、何ら保証するものではありません。
4. 契約者は、NTT 東日本または NTT 西日本の IP 通信網サービス契約約款に基づきフレッツ光を利用し、契約者とNTT 東日本またはNTT 西日本との間で紛争が生じた場合は、当該紛争が当社の責に帰すべき事由に起因する場合を除き、その両当事者間で解決し、当社は責任の一切を負いません。
5. 契約者は、NTT 東日本または NTT 西日本に対するフレッツ光の変更、解約の申し込みの手続きは自ら行うものとし、当社は申し込み手続の代行は行いません。

(接続サービスコースの変更)

第 9 条 「WAKWAK 光 with フレッツ II」から「WAKWAK 光 with フレッツ II」へ接続サービスコースの変更を希望する契約者、WAKWAK の「WAKWAK 光 with フレッツ II」以外の接続サービスコースから「WAKWAK 光 with フレッツ II」へ接続サービスコースの変更を希望する契約者、及び本章第 1 条第 1 項に定める「WAKWAK 光 with フレッツ II」の接続サービスコースから同項に定めのない WAKWAK の他の接続サービスコースへコース変更を希望する契約者は、当社が指定する所定の手続きに従って申し込み手続きを行っていただきます。接続サービスコースの変更の成立条件は、WAKWAK 利用規約第 7 条及び本規定第 7 条の規定に準じます。

2. 契約者により「WAKWAK 光 with フレッツ II」と合わせて提供するフレッツ光のサービスタイプが変更された場合、当社は申し込みのあった「WAKWAK 光 with フレッツ II」の接続サービスコースから「WAKWAK 光 with フレッツ II」他の接続サービスコースへ変更します。

(当社が行う契約の解約)

第 10 条 「WAKWAK 光 with フレッツ II」の利用期間中において、「WAKWAK 光 with フレッツ II」とあわせて提供するフレッツ光の利用契約が解除された場合、当社所定の手続きに従って、「WAKWAK 光 with フレッツ II」のコース変更または解約を選択していただけます。

2. 契約者が「WAKWAK 光 with フレッツ II」とあわせて提供するフレッツ光契約の名義変更等の手続きをしたこと、または NTT 東日本または NTT 西日本との間の事由等によって NTT 東日本または NTT 西日本より当社に「WAKWAK 光 with フレッツ II」の解約が通知された場合、当社所定の手続きに従って、「WAKWAK 光 with フレッツ II」の継続またはコース変更、解約を選択していただきます。
3. 解約時までの「WAKWAK 光 with フレッツ II」利用により発生した全ての債務は解約後といえども存続し、契約者は、当社に対し、その債務の履行義務を負います。

(最低利用期間)

第 11 条 「WAKWAK 光 with フレッツ II」には、1 契約毎に当社が別途電子メールにて通知し、「オンライン 会員サポート」上に掲示するサービス提供開始日の属する月の初日から起算して 24 ヶ月間の最低利用期間があります。2013 年 9 月 30 日以前の申込の場合は、「オンライン 会員サポート」上に掲示するサービス提供開始日の属する月の初日から起算して 12 ヶ月間の最低利用期間となります。

2. 契約者は、前項の最低利用期間内に「WAKWAK 光 with フレッツ II」から他の接続サービスコースへのコース変更、または解約、解除により「WAKWAK 光 with フレッツ II」にかかる利用契約を終了した場合は、解約事務手数料 4,500 円を、当社が定める期日までに支払うものとします。2013 年 9 月 30 日以前の申込の場合は、解約事務手数料は 10,000 円となります。ただし、「WAKWAK 光 with フレッツ II」をご利用中の契約者が「WAKWAK 光 with フレッツ II」へコース変更する場合は、「WAKWAK 光 with フレッツ II」の最低利用期間は設定しないものとします。
3. 前項の定めにかかわらず、初期契約解除制度による「WAKWAK 光 with フレッツ II」の契約解除を届出た場合、前項に定める解約事務手数料を 3,000 円とします。
4. 初期契約解除により契約を解除する場合、契約解除するまでの期間において発生した「WAKWAK 光 with フレッツ II」の月額基本料金は請求しません。
5. 第 2 項および第 3 項に定める解約事務手数料は、以下の各号に該当する場合には免除する場合があります。

- (1) 契約者が死亡した場合
- (2) フレッツ光回線名義変更起因して NTT 東日本または NTT 西日本から「WAKWAK 光 with

フレッツ II」の終了が通知された場合

- (3) 契約者の責によらない事由によって別紙に定めるフレッツ光が使用できなくなった状況において、他の接続サービスコースへ変更し、かつ「WAKWAK 光 with フレッツ II」の最低利用期間と同等の期間内において、WAKWAK 利用規約第 13 条に定める解約の手続きを取らなかった場合
6. 第 1 項の規定にかかわらず、WAKWAK 光 with フレッツ II から「WAKWAK 光 with フレッツ II」以外の接続サービスコースから「WAKWAK 光 with フレッツ II」へコース変更する場合は、「WAKWAK 光 with フレッツ II」の最低利用期間は、当社がコース変更の申込を承認し別途電子メールにて通知し、「オンライン 会員サポート」上に掲示する変更日の属する月の初日から起算します。
7. 第 2 項の規定にかかわらず、「WAKWAK 光 with フレッツ II」から「WAKWAK for 光コラボ」または「光コラボパートナー用接続コース」へ接続サービスコースを変更した場合には、接続サービスコースを変更した月の翌月から最低利用期間終了月までの残余期間および解約事務手数料を「WAKWAK 光 with フレッツ II」から「WAKWAK for 光コラボ」または「光コラボパートナー用接続コース」の最低利用期間および解約事務手数料とすることとします。
8. 第 2 項の規定にかかわらず、「WAKWAK 光 with フレッツ II」の最低利用期間内に「WAKWAK 光 with フレッツ II」から「ドコモ光(WAKWAK)」、「フュニクス光(WAKWAK)」、「WAKWAK for マンション全戸光プラン A(利用者向け)」、「WAKWAK for ギガマンション全戸光プラン A(利用者向け)のいずれか」へ接続サービスコースの変更があった場合は、解約事務手数料を免除します。

(契約者情報の取り扱い)

第 13 条 契約者は、「WAKWAK 光 with フレッツ II」の提供を目的として、当社と NTT 東日本または NTT 西日本との間で、以下の各号に定める事項について、相互に通知することについてあらかじめ同意します。

- (1) フレッツ光の申し込み手続の処理状況
- (2) フレッツ光の利用契約の変更にかかる事実
- (3) WAKWAK 及び本サービスの利用契約内容
- (4) 契約者からの問合せ内容
- (5) 契約者の利用料金支払状況
- (6) フレッツ光の利用料金及び利用明細(前条に定める支払の代行を行う場合に限りです)

(サービスの変更・廃止)

第 14 条 当社は、相応なる予告期間をもって、当社所定の方法(ホームページ上の掲示を含みます。)により利用者に通知することにより、本規定、「WAKWAK 光 with フレッツ II」の内容の変更または廃止することができます。

2. 当社は、前項による本規定、「WAKWAK 光 with フレッツ II」の内容の変更または廃止については、当社の故意または重大なる過失に基づく場合を除いて、契約者に対し、一切責任を負いません。

第 2 章 「WAKWAK 光 with フレッツ II」に関する規定

※2010 年 1 月 31 日をもって新規受付を終了しました。

※「WAKWAK 光 with フレッツ II」については、第 1 章 「WAKWAK 光 with フレッツ II」に関する規定をご覧ください。

(本規定の範囲等)

第 15 条 本章は、契約者と当社の間における当社の提供するインターネット接続サービス「WAKWAK」における以下のサービスコースのご利用に係る条件について適用します。

WAKWAK 光 with フレッツ

(以下①ないし⑤のサービスコースの総称を以下、WAKWAK 光 with フレッツといいます)

- ① WAKWAK 光 with フレッツ ファミリー (東日本エリア/西日本エリア)
- ② WAKWAK 光 with フレッツ マンション ミニ (東日本エリア/西日本エリア)
- ③ WAKWAK 光 with フレッツ マンション プラン 1 (東日本エリア/西日本エリア)
- ④ WAKWAK 光 with フレッツ マンション プラン 2 (東日本エリア/西日本エリア)
- ⑤ WAKWAK 光 with フレッツ ワイヤレス ファミリー (西日本エリア)

(「WAKWAK 光 with フレッツ II」の提供区間)

第 16 条 「WAKWAK 光 with フレッツ II」は、NTT 東日本または NTT 西日本の提供するフレッツ光と当社の設置する IP 通信網(主としてデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号、音響または映像の伝送交換を行うための電気通信設備をいいます。以下同様とします。)の相互接続点と、当社の設置する IP 通信網と他事業者の提供するインターネット網との相互接続点との間において提供します。

2. 前項に定める相互接続点は、当社の業務遂行上の理由により変更することがあります。

(契約単位)

第 17 条 当社はフレッツ光 1 利用契約に対し、1 の「WAKWAK 光 with フレッツ II」利用契約を締結します。

(「WAKWAK 光 with フレッツ II」の内容)

第 18 条 「WAKWAK 光 with フレッツ II」の接続サービスコース、月額基本料金、対応するフレッツ光のサービスタイプ及び対応オプションサービスの詳細は、WAKWAK 利用規約別紙に定める通りです。

(適用の条件)

第 19 条 「WAKWAK 光 with フレッツ II」は別紙に規定するサービスタイプのフレッツ光の契約が必要で

- す。契約者の契約しているフレッツ光が別紙に規定のないサービスタイプであるときには、「WAKWAK 光 with フレッツ」は提供できません。
2. 契約者の契約しているフレッツ光が以下の各号に該当するときには、「WAKWAK 光 with フレッツ」は提供できません。
 - (1) NTT 東日本または NTT 西日本が提供するフレッツ光利用料金等の消費税について免税扱いとなっている大使館および大使等の場合
 - (2) NTT 西日本が提供するフレッツ・グループの月額利用料金の請求方法がグループ代表者一括請求の場合
 - (3) NTT 西日本提供の「My ビルギング」をご契約の場合
 - (4) NTT 西日本が提供するフレッツ光が学校向け特別割引である場合
 - (5) NTT 東日本が提供するフレッツ・グループアクセスの月額利用料金の請求方法がグループ代表者一括請求の場合
 - (6) NTT 東日本提供の「@ビルギング」をご契約の場合
 - (7) NTT 東日本が提供するフレッツ光が学校向け特別割引(スクールタイプを含む)である場合
 3. 本サービスにおいては、フレッツ光の利用契約(NTT 西日本に係るものに限ります)にて、次の各号のいずれかの適用が必要です。
 - (1) フレッツ・あっと割引
 - (2) フレッツ・ずっと割引(適用期間が2年間を超えるものに限ります。)

(申し込み手続の代行)

- 第20条 契約者は、NTT 東日本または NTT 西日本に対するフレッツ光の変更、解約の申し込みの手続きは自ら行うものとし、当社は申し込み手続の代行は行いません。
2. 申込者、契約者は、フレッツ光に関する問い合わせは、NTT 東日本または NTT 西日本に対して行います。但し、当社も、回答可能な範囲において誠意をもって回答を行います。
 3. 当社は、契約者と NTT 東日本または NTT 西日本との間のフレッツ光の利用契約について、フレッツ光により行う通信の品質をはじめ、何ら保証するものではありません。
 4. 契約者は、NTT 東日本または NTT 西日本の IP 通信網サービス契約約款に基づきフレッツ光を利用し、契約者と NTT 東日本または NTT 西日本との間で紛争が生じた場合は、当該紛争が当社の責に帰すべき事由に起因する場合を除き、その両当事者間で解決し、当社は責任の一切を負いません。

(接続サービスコースの変更)

- 第21条 本章第15条第1項に定める「WAKWAK 光 with フレッツ」から同項に定めのない WAKWAK の他の接続サービスコースへコース変更を希望する契約者は、当社が指定する所定の手続きに従って申し込み手続を行っていただきます。接続サービスコースの変更の成立条件は、WAKWAK 利用規約第7条及び本規定第7条の規定に準じます。
2. 契約者により「WAKWAK 光 with フレッツ」と合わせて提供するフレッツ光のサービスタイプが変更された場合、「WAKWAK 光 with フレッツ II」へ変更します。
 3. 「WAKWAK 光 with フレッツ」をご契約中の契約者で、当社が別に定める東日本エリアと西日本エリアをまたいで本サービスの利用場所の変更を申し込まれる場合には、当社が指定する所定の手続きに従って「WAKWAK 光 with フレッツ II」への申し込み手続を行っていただきます。
 4. 「WAKWAK 光 with フレッツ」から他の接続サービスコースへコース変更を行い、初期契約解除を申出た場合、「WAKWAK 光 with フレッツ」へ戻すことはできません。その場合、「WAKWAK 光 with フレッツ II」へコース変更します。

(当社が行う契約の解約)

- 第22条 「WAKWAK 光 with フレッツ」の利用期間中において、「WAKWAK 光 with フレッツ」とあわせて提供するフレッツ光の利用契約が解除された場合、当社所定の手続きに従って、「WAKWAK 光 with フレッツ」のコース変更または解約を選択していただきます。
2. 契約者が「WAKWAK 光 with フレッツ」とあわせて提供するフレッツ光契約の名称変更等の手続きをしたこと、または NTT 東日本または NTT 西日本との間の事由等によって NTT 東日本または NTT 西日本より当社に「WAKWAK 光 with フレッツ」の解約が通知された場合、当社所定の手続きに従って、「WAKWAK 光 with フレッツ」の継続またはコース変更、解約を選択していただきます。
 3. 解約時までの「WAKWAK 光 with フレッツ」利用により発生した全ての債務は解約後といえども継続し、契約者は、当社に対し、その債務の履行義務を負います。

(支払の代行)

- 第23条 当社は、契約者に代行して、「WAKWAK 光 with フレッツ」とあわせて提供するフレッツ光の NTT 東日本または NTT 西日本に対する利用料金を支払います。当社は、契約者に対して、フレッツ光の利用料金相当額について、「WAKWAK 光 with フレッツ」の月額基本料金等とあわせて請求します。
2. 本条第1項の規定にかかわらず、以下に定める料金については、支払の代行の対象外となり、NTT 東日本または NTT 西日本より、当該サービス利用者へ直接請求されます。
 - (1) 電話基本料、通話料等のフレッツ光以外の料金
 - (2) ひかり電話基本料、通信料等
 - (3) フレッツ・オンデマンド有料情報サービス利用料
 - (4) 売切機器代金等
 - (5) NTT 東日本または NTT 西日本が契約約款に基づき、キャンペーンを非適用と認めた場合のフレッツ光工事料金、利用料金等

3. 第1項の規定により、当社が請求した「WAKWAK 光 with フレッツ」等の利用料金(フレッツ光の利用料金を含みます)について、契約者が、当社が定める支払期日を経過してもなお支払わないときは、第1項に規定する取扱いを廃止します。
4. 「WAKWAK 光 with フレッツ」を解約もしくは何らかの事由により、「WAKWAK 光 with フレッツ」の適用ができなくなった場合は、フレッツ光利用料金等については、NTT 東日本または NTT 西日本から直接、当該サービス利用者へ請求させていただきます。

(契約者情報の取り扱い)

- 第24条 契約者は、「WAKWAK 光 with フレッツ」の提供を目的として、当社と NTT 東日本または NTT 西日本との間で、以下の各号に定める事項について、相互に通知することについてあらかじめ同意します。
- (1) フレッツ光の申し込み手続の処理状況
 - (2) フレッツ光の利用契約の変更にかかる事実
 - (3) WAKWAK 及び「WAKWAK 光 with フレッツ」の利用契約内容
 - (4) 契約者からの問合せ内容
 - (5) 契約者の利用料金支払状況
 - (6) フレッツ光の利用料金及び利用明細(前条に定める支払の代行を行う場合に限り)

(サービスの変更・廃止)

- 第25条 当社は、相応なる予告期間をもって、当社所定の方法(ホームページ上の掲示を含みます。)により利用者に通知することにより、本規定、「WAKWAK 光 with フレッツ」の内容の変更または廃止することができます。
2. 当社は、前項による本規定、「WAKWAK 光 with フレッツ」の内容の変更または廃止については、当社の故意または重大なる過失に基づく場合を除いて、契約者に対し、一切責任を負いません。

- * 本規定は2010年2月1日より実施します。
- * WAKWAK with フレッツサービス利用規定は、2010年2月1日より本規定に統合されます。
- * 表示価格は、特に記載がある場合を除きすべて税抜です。
- * 本規定に記載の会社名、製品名は、それぞれの会社の商標もしくは登録商標です。
- * NTT 東日本及び NTT 西日本の契約約款は、以下のページでご確認いただけます。
 - ・ NTT 東日本契約約款 <http://www.ntt-east.co.jp/tariff/index.html>
 - ・ NTT 西日本契約約款 <http://www.ntt-west.co.jp/tariff/yakkan/index.html>

2011年3月25日一部改訂	2011年12月1日一部改訂	2012年3月1日一部改訂
2012年9月1日一部改訂	2012年12月1日一部改訂	2013年10月1日一部改訂
2014年7月1日一部改訂	2015年2月1日一部改訂	2015年6月3日一部改訂
2015年10月1日一部改訂	2016年2月8日一部改訂	2016年3月1日一部改訂
2016年5月18日一部改訂	2017年2月1日一部改訂	